

令和4年度の公定価格等の額について

貴施設（事業）の令和4年度各月における1人当たり公定価格及び施設等利用給付費の額は、以下の表に記載のとおりです。  
この内容により、令和4年度に貴施設（事業）を利用した教育・保育給付認定保護者及び施設等利用給付認定保護者に対し、  
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付費及び施設等利用給付費の額に係る法定代理受領の通知（※1）をお願いします。  
なお、額についてはR5.3.15現在の各施設の状況（利用子ども数、加算等の適用状況等）により算定しています。状況が変わった場合には額が変動する場合があります。

（※1）子ども・子育て支援法に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）及び第57条により、特定教育・保育施設等及び特定子ども・子育て支援提供者は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、当該保護者に通知しなければならないこととなっています。

（単位：円）

1 公定価格の額

認定区分	年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
教育認定子ども (1号認定子ども)	満3歳児	210,420	210,420	258,200	258,200	258,200	258,200	262,800	262,800	262,800	262,800	262,800	262,220	
	3歳児	210,420	210,420	206,530	206,530	206,530	206,530	202,550	211,130	211,130	211,130	211,130	201,970	
	4歳以上児	193,260	193,260	189,370	189,370	189,370	189,370	193,970	193,970	193,970	193,970	193,970	193,390	
保育認定子ども (2・3号認定子ども)	標準時間 短時間	0歳児	212,300	213,860	214,210	214,180	214,050	214,050	216,510	216,440	216,440	216,440	216,440	213,320
			205,830	207,390	207,740	207,710	207,580	207,580	210,040	209,970	209,970	209,970	209,970	209,970
	標準時間 短時間	1・2歳児	128,200	129,760	130,110	130,080	129,950	129,950	132,410	132,340	132,340	132,340	132,340	129,220
			121,730	123,290	123,640	123,610	123,480	123,480	125,940	125,870	125,870	125,870	125,870	125,870
	標準時間 短時間	3歳児	83,290	84,850	85,200	85,170	85,040	85,040	79,110	87,430	87,430	87,430	87,430	75,920
			77,010	78,570	78,920	78,890	78,760	78,760	72,830	81,150	81,150	81,150	81,150	81,150
	標準時間 短時間	4歳以上児	66,510	68,070	68,420	68,390	68,260	68,260	70,720	70,650	70,650	70,650	70,650	67,530
			60,230	61,790	62,140	62,110	61,980	61,980	64,440	64,370	64,370	64,370	64,370	61,250

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号認定子ども	4,270	4,270	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,050	4,270	4,270	3,820
2号認定子ども	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500

- ・ 各年齢区分において、子どもが在籍していない月についても1人当たり公定価格の額を記載しています。
- ・ 月を通じて在籍する子どもに係る額を記載しています。月途中で入退所した場合は、当該額を日割計算した額となります。

2 施設等利用給付費の額

施設等利用給付（2号・3号）認定子どもが預かり保育を利用した場合、月額11,300円（満3歳児は月額16,300円）を上限に給付

幼稚園の預かり保育の無償化となる額（月額）	「450円×利用日数」と「実用料」を比較して小さい額
-----------------------	----------------------------